

東京税理士会 きたさわ

夏号

VOL. 227

令和3年8月15日



Contents

- | | | | |
|----------------------|---|--------------------------|-----|
| ◆支部長就任挨拶 | 2 | ◆日本税務会計学会について | 7 |
| ◆税務署長着任挨拶 | 3 | ◆相続分の譲渡 -最高裁判決の紹介- | 8,9 |
| ◆北沢税務署幹部職員異動状況 | 4 | ◆会員異動のお知らせ | 9 |
| ◆第54回定期総会報告 | 5 | ◆北沢のニューフェイス | 12 |
| ◆第54回定期総会表彰 | 6 | ◆表紙のことば | 12 |
| ◆北沢支部役員紹介 | 6 | ◆編集後記 | 12 |
| ◆ゴルフ部報告 | 7 | | |



支部長就任挨拶

支部長 阿部 健治

第54回定期総会において、2期目の支部長に選任されました阿部健治でございます。

多くの会員の皆様方に支えていただいたおかげで、この2年間支部運営に携わることができました。紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。そして、長期にわたり、支部運営にご尽力いただき、この度退任されました役員の皆様にも、そのお力添えに感謝いたします。

昨年4月に最初の緊急事態宣言が発出されてからは支部活動も制限を余儀なくされ、野球大会、ボウリング大会、支部旅行などの厚生活動が中止になり、第5ブロックジョイント研修会はマルチメディア配信に、1月の常会時研修会と税務連絡協議会に関しては資料を郵送する形をとることになりました。

参加できる研修会が大幅に減少するなど会員の皆様方には大変ご不便をおかけしておりますが、マルチメディア研修の本数が増え、内容も非常に充実したものになっていますので、是非マルチメディア研修を利用して、多くの会員の皆様方に年間36時間の研修時間をクリアしていただきたいと思っております。そのためにも、研修部を中心にして様々なサポートをさせていただきます。

今年12月で第4世代の電子証明書の有効期間が終了することに伴い、第5世代の電子証明書の申込み

が、6月28日に開始されました。この機会に未取得の会員の皆様にも、電子申告の必要性、利用のメリット等をご説明して、電子証明書の取得率向上を図っていきたく思っております。今までとは申込方法が異なり、第4世代の電子証明書を利用したオンラインによる申込が可能となっております。申込方法その他ご不明な点がございましたら、遠慮なく情報システム委員会にお尋ねください。

今年の無料相談会は整理券方式を初めて導入したため、来場者だけでなく、従事して下さった会員の皆様方も戸惑われたことと思います。開催方法に関しましては、今年だけの限定ではなく、来年以降も整理券方式を採用する予定です。整理券を求めて早朝から長蛇の列ができてしまうことへの対応や、スムーズな会場運営をするためには30分あたり何枚まで整理券を配布すべきかなど検討していかなければならない問題がたくさんありますので、会員の皆様方の御意見をお聞きしたうえで北沢税務署との協議会を重ね、より良い開催方法を模索していきたく思っております。

新型コロナウイルスに関して全く先が読めない状況で、まだしばらくは不安な日々が続きますが、今後会員の皆様方の事業がご繁栄されますことを祈念いたしまして、支部長就任の挨拶とさせていただきます。



新幹事の皆さん



着任の御挨拶

北沢税務署長 岡元 敬浩

厳しい暑さが続いておりますが、東京税理士会北沢支部の皆様方におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により北沢税務署長を拝命し東京国税局の情報システム第二課長から転任して参りました。前任の伊藤署長同様、よろしく願い申し上げます。

着任の挨拶に先立ちまして、今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様方に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い終息と皆様方の御健康を心よりお祈り申し上げます。

阿部支部長をはじめ貴支部の皆様方におかれましては、平素よりe-Taxの利用普及、租税教室への積極的な講師派遣のほか、令和2年分の確定申告においては、新型コロナウイルス感染症の影響により無料申告相談を行えなかったところが多くある中、感染対策を講じた上で平素と同様に無料申告相談を実施していただくなど様々な形で税務行政に対する深い御理解と多大な御協力をいただいておりますことに、心より厚く御礼申し上げます。

特にe-Taxの利用普及につきましては、無料申告相談での積極的な活用、更には、北沢青色申告会をはじめ関係団体と協調の下、代理送信による確定申告など、多くの施策に御協力を賜りました。

また、貴支部によるe-Tax利用のサポート体制を構築いただき、会員の皆様方の利用促進、利用率の向上を図られている旨伺っております。

私どもといたしましても、e-Taxの更なる普及・定着に向け、国税組織を挙げて取り組んでいるところであり、貴支部をはじめとした関係団体の御協力を賜りながら、大法人の電子申告義務化に伴うシステムの利便性向上に向けた施策や、個人納税者の方に対するマイナンバーカード等による申告方式及びスマホ申告などによる利用の簡便化等の各種の施策等を強力に推

進しているところです。

このほか、令和5年10月から消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることとなっており、本年10月より適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始となりますので、事業者の皆様には制度の内容を御理解いただきますよう国税庁のホームページ等において周知・広報等を行っているところです。

今後の更なるe-Taxの利用拡大、消費税の新たな制度の円滑な定着のためには、貴支部の皆様方の御協力が何よりも不可欠であると考えております。今後とも引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

これまでも、貴支部の皆様方には、税務に関する専門家として独立した公正な立場で「納税義務の適正な実現を図る」という使命の下、私どもに多大なる御支援をいただいているところですが、今後も申告納税制度を支える良きパートナーとして、より一層のお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、貴支部の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心より御祈念申し上げます、私の着任の挨拶とさせていただきます。



幹部職員異動状況



署長 岡元 敬浩 (おかもと よしひろ)

- ①「しあわせは、いつも自分のところが決める」
- ②自己啓発本
- ③ドライブ、ウォーキング
- ④長野県 長野市



副署長 木下 直人 (きのした なおと)

- ①一期一会
- ②宮部みゆき 作品
- ③サッカー観戦 (川崎フロンターレ)
- ④和歌山県 田辺市

- ①好きな言葉 (モットー) ②愛読書 ③趣味 ④出身地

(敬称略)

令和3年7月12日現在

| 前 任 者 | | 職 名 | 新 任 者 | |
|-------------|-----------------------|---------------|-------------------|-----------------------------|
| 氏 名 | 転 出 先 | | 氏 名 | 前 任 地 |
| 伊藤 達也 | 退職 | 署長 | 岡元 敬浩 | 総務部 情報システム二課長 |
| 加藤 卓哉 | 福岡局 調査査察官 福続 括調 査官 | 副署長(管運・徴・法) | 木下 直人 | 庁法 人 課 長 補 佐 税 課 課 長 補 佐 |
| 橋本 雄太 | (留任) | 副署長(総・個・産) | 橋本 雄太 | - |
| みね 島 義 定 | (留任) | 特別国税調査官(法人) | みね 島 義 定 | - |
| あめ 宮 純 | 葛 務 課 飾 長 | 総 務 課 長 | もり 下 善 貢 | 王 総 務 課 子 長 |
| たつ 田 英 樹 | (留任) | 管理運営第1統括官 | たつ 田 英 樹 | - |
| みや 崎 香 子 | 鶴 管 運 1 統 括 見 官 | 管理運営第2統括官 | なか 村 宏 章 | 管 運 4 緑 統 括 官 |
| ふじま 卷 勝 | 藤 資 産 2 統 括 沢 官 | 管理運営第3統括官 | いと 藤 祐 | 武 管 運 3 統 括 官 野 官 |
| かわ 田 友 | 庁 企 徴 収 門 課 官 | 徴 収 第 1 統 括 官 | はしもと 優 子 | 神 審 理 専 門 田 官 |
| | - | 徴 収 第 2 統 括 官 | こす 菅 幹 雄 | 練 徴 収 2 統 括 官 東 官 |
| なる 海 博 秋 | (留任) | 個人課税第1統括官 | なる 海 博 秋 | - |
| やなぎ 堀 裕 | (留任) | 個人課税第2統括官 | やなぎ 堀 裕 | - |
| わたなべ 孝 昭 | (留任) | 個人課税第3統括官 | わたなべ 孝 昭 | - |
| あべ 輝 之 | 関 信 局 課 税 総 括 官 | 個人課税第4統括官 | ば 馬 場 千 津 子 | 葛 個 人 連 調 官 村 山 官 |
| | - | 個人課税第5統括官 | すぎもと 年 男 | 東 個 人 4 統 括 官 塚 官 |
| や の 武 範 | 市 総 務 課 川 長 | 資産課税第1統括官 | あん 東 初 | 八 資 産 1 統 括 官 子 官 |
| はたけ 中 俊 輔 | 徳 資 産 1 統 括 島 官 | 資産課税第2統括官 | た 田 中 義 継 | 平 資 産 2 統 括 官 塚 官 |
| しん 吾 ゆ き 代 | (留任) | 資産課税第3統括官 | しん 吾 ゆ き 代 | - |
| い な み 正 春 | (留任) | 法人課税第1統括官 | い な み 正 春 | - |
| なか 村 美 夏 | 新 法 人 3 統 括 宿 官 | 法人課税第2統括官 | お 大 木 美 保 子 | 町 管 運 2 統 括 官 田 官 |
| い な が き 賢 司 | 四 法 人 4 統 括 谷 官 | 法人課税第3統括官 | なか の つよし 剛 | 課 主 一 統 括 官 実 査 官 |
| じん 保 榮 二 | (留任) | 法人課税第4統括官 | じん 保 榮 二 | - |
| さと 藤 京 二 | (留任) | 法人課税第5統括官 | さと 藤 京 二 | - |
| つち 谷 智 和 | 東 管 運 村 連 調 山 官 | 連絡調整官(管理運営) | | - |
| なか た に 裕 美 | 相 個 人 3 統 括 模 原 官 | 連絡調整官(個人) | なか い し たける 猛 | 個 人 1 上 席 |
| い け 田 圭 司 | (留任) | 連絡調整官(法人) | い け 田 圭 司 | - |
| はや 川 崇 典 | 内 閣 官 房 室 | 総務課・課長補佐 | か ね こ ゆ き お 生 | 神 法 人 3 上 席 田 席 |
| あ 部 知 由 | (留任) | 総務課・総務係長 | あ 部 知 由 | - |
| ほりうち 明 訓 | 課 一 機 動 課 官 | 総務課・会計係長 | こ ば や し しゅんすけ 駿 介 | 課 実 二 査 官 消 官 |



第54回定期総会報告

総務部長 志村 哲

令和3年6月23日（水）、東京税理士会北沢支部の第54回定期総会が北沢タウンホールにおいて開催されました。

総会に先立ち午後3時10分より北沢税理士政治連盟第43回定期大会が開催され、廣井誠会長より令和2年度運動経過並びに活動報告等が行われ、質疑応答の後、全議案が承認可決されました。本年は都議、衆議院と選挙の予定があり、都議選は過去、特定の候補の応援をしていないこと、今回もその方針であるとの説明がありました。

10分間の休憩の後、午後3時50分より、東京税理士会北沢支部第54回定期総会が開催されました。

冒頭、昨年の定期総会以後に逝去された会員の皆様のご冥福を祈念し、出席者全員で黙祷を捧げました。続いて会員表彰、喜寿表彰が行われ、相川克二会員が表彰状及び記念品の、池田昌純会員が記念品の贈呈を受けられました。また、5名の会員の方々が日税連表彰を受けられた旨及び物故会員1名も表彰を受けられた旨が披露されました。

司会の阿部隆総務部長より、委任状を含めて定足数に足る出席があったので本総会が適法に成立した旨報告があり、梶原宏文会員を議長に選出して、審議が開始されました。

第1号議案「令和2年度事業報告承認の件」と第2号議案「令和2年度決算並びに財産目録等承認の件」について一括審議され、各担当部長、委員長等から事業報告が行われ、杉田通郎経理部長による決算内容についての説明及び川辺洋二副支部長の補足説明の後、長谷川義彦監事から監査報告がなされました。審議の結果、両議案とも賛成多数により承認可決されました。

続いて第3号議案「令和3年度事業計画承認の件」と第4号議案「令和3年度予算承認の件」について、阿部健治支部長並びに各担当部長、委員長から事業計画の基本方針、重点施策等の説明があり、杉田経理部長から予算の内容について説明及び川辺副支部長の補

足説明がありました。一括審議の結果、両議案とも賛成多数により承認可決されました。

審議終了後、東京税理士会表彰が行われましたが、本年は表彰者の出席はなく、後日表彰状、記念品の送付が行われる旨の説明がありました。

東京会表彰の後、北沢税務署長伊藤達也様及び東京税理士会副会長平井智子様から祝辞を頂戴いたしました。

最後に報告事項として、(株)北沢税理士会館の令和2年度決算および令和3年度予算について、阿部健治代表取締役から説明があり、その後、廣井誠役員選挙管理委員長から「任期満了に伴う役員改選の件」について報告がなされ、阿部健治支部長による2期目の執行部の披露となりました。退任された幹事の皆様方、本当にお疲れ様でした。

第54回定期総会は阿部健治支部長の留任の挨拶をもって午後5時50分滞りなく終了いたしました。

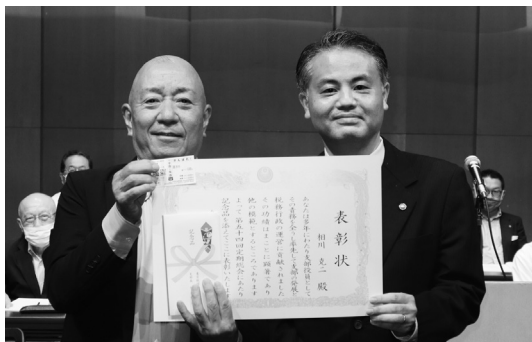
コロナ禍での開催となり、本年も研修会と懇親会は開催することができませんでしたが、ご参加いただいた皆様には昨年引き続き手指の消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保にご協力いただき誠にありがとうございました。



第54回 定期総会表彰

第54回定期総会において長年税理士業務に携わり、支部及び税理士会に貢献いただいた会員の方々の表彰が行われました。皆様おめでとうございます。今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

| | | | | | |
|-------|----------|----------|-----------|----------|--|
| 役員表彰 | 相川 克二 会員 | 石田 直美 会員 | | | |
| 喜寿表彰 | 池田 昌純 会員 | 左右 正雄 会員 | 府川 徹 会員 | 美馬 邦雄 会員 | |
| 日税連表彰 | 小出 絹恵 会員 | 石神 利行 会員 | 米谷 富士子 会員 | 阿部 勝雄 会員 | |
| | 大谷 渉 会員 | 吉村 寧子 会員 | | | |
| 東京会表彰 | 小出 絹恵 会員 | 櫻井 暢 会員 | 中山 準 会員 | | |



相川克二会員



池田昌純会員

北沢支部役員紹介

| | | | | |
|---------------|---|----------------|----------------|----------------|
| 支 部 長 | 阿部 健治 | | | |
| 副 支 部 長 | 阿部 隆 (総務部、厚生部担当) 金子 信夫 (研修部、広報部、租税教育委員会担当) 竹内 和夫 (網紀監察部担当) 川邊 洋二 (経理部、税務支援対策部担当) 出雲屋次夫 (法対策委員会、情報システム委員会担当) | | | |
| | 部 長 | 幹 事 | | |
| 総 務 部 | 志村 哲 | 矢川里恵子 | 岩田 清美 | 芦川 直樹 |
| 経 理 部 | 杉田 通郎 | 左右 浩正 | 吉竹 恒詞 | |
| 網 紀 監 察 部 | 渡辺 隆明 | 石黒 秀夫 | | |
| 厚 生 部 | 芦川 直樹 | 古野 孝行 | 金山 達哉 | |
| 広 報 部 | 廣田 純子 | 眞保 裕行 | 吉田 光宏 | 須賀 義之 |
| 税 務 支 援 対 策 部 | 山田 稔幸 | 皿澤 哲二 | 小貫 正人 | 上野 元意 |
| 研 修 部 | 廣田 勝彦 | 鈴木 竹夫 | 太田 将哉 | 吉竹 恒詞 |
| 情報システム委員会 | 安部井 功 | 土田 文弥 | 菊池 美菜 | |
| 法 対 策 委 員 会 | 阿部 隆 | 川邊 洋二 | 芦川 直樹 | 廣田 純子 |
| 租税教育推進委員会 | 金子 信夫 | 北山 雅也 芦川 直樹 | 川邊 洋二 廣田 純子 | 杉田 通郎 眞保 裕行 |
| 東 京 会 理 事 | 北山 雅也 | 高橋 恒次 | | |
| 監 事 | 長谷川義彦 | 齋藤 功 | | |
| 顧 問 | 加藤 武則 | 梶原 宏文 | | |
| 相 談 役 | 佐藤 勝 竹林 岩美 | 阿部 勝雄 羽生 武 | 横山壹岐雄 大宮 光好 | 廣井 誠 高橋 隆 |

ゴルフ部報告

北沢会第226回報告

日 時：令和3年6月16日（水）

場 所：本厚木カントリークラブ本コース

参加者：11名

厚木市にある本厚木カントリークラブは、車で1時間くらいなので北沢会ゴルフコンペもなじみのゴルフコースです。今回は、南コースと東コースを回りました。南コースの4番ホールは、2打目が谷越えて距離



より正確さが要求されます。東コースは、起伏のゆるい丘陵コースでフェアウェイは広く思い切ったショットが楽しめるコースです。

第226回の優勝者は、大宮会員でした。北沢会のゴルフコンペは、年4回（4月、6月、9月、12月）開催されます。次回は、9月2日（木）相模湖カントリークラブを予定しています。皆さまのご参加をお待ちしております。

（ゴルフ部 廣田純子）

| 順位 | 名前 | GROSS | HC | NET |
|------|--------|-------|----|-----|
| 1 | 大宮 光好 | 98 | 26 | 72 |
| 2 | 横山 壱岐雄 | 100 | 26 | 74 |
| 3 | 小林 敬司 | 88 | 13 | 75 |
| 5 | 竹林 岩美 | 96 | 20 | 76 |
| 7 | 斎藤 功 | 112 | 32 | 80 |
| ブービー | 梶原 宏文 | 104 | 19 | 85 |

| | | |
|-------|-------|---------|
| ベストグロ | 小林 敬司 | 88 |
| ニアピン | 古野 孝行 | 芦川 直樹 |
| | 安藤 淳 | 府川 徹 |
| ドラコン | 芦川 直樹 | 小林 敬司 |
| 大波賞 | 竹林 岩美 | 50 → 46 |
| 水平賞 | 安藤 淳 | 46=46 |

日本税務会計学会について

【日本税務会計学会とは？】

日本税務会計学会は、東京税理士会の学術研究機関として昭和38年に発会し、東京税理士会の事業としてスタートしました。委員は各支部から一人ずつ推薦された48名を含む145名で構成されており、税理士の実務に即応する実証的な研究を積み重ねています。北沢支部からは、田中英子会員(会計部門)と廣田勝彦会員(経営部門)が委員に委嘱されています。

【6部門に分かれて研究活動】

学会では研究部門を設け、税法、会計、経営、法律、国際、訴訟部門の6部門に分かれて研究活動を行い、各部門とも年8回、それぞれ月次研究会を開催して研究成果を発表しています。月次研究会の日程・テーマは、東京税理士界、支部だより「会員研修会のご案内について」、東京税理士会のHPにてご確認ください。

【研究発表会は研修時間に加算】

現在、月次研究会は新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、Zoom（オンライン）により午後5時から7時まで開催をしています。事前の申し込みは不要で、月次研究会当日（開催時間の1時間前ごろ）、「東京税理士会HP>マイページ>日本税務会計学会からのお知らせ <https://www.tokyozeirishikai.or.jp/member/kenkyu/>」のウェブサイトにてZoomのID・パスワードが掲載されます。この月次研究会に参加した場合には、受講報告書を東京税理士会事務局に提出することによって研修時間に加算されます。



相続分の譲渡 —最高裁平成30年10月19日判決の紹介—

田中 英子

「共同相続人の1人が遺産の分割前にその相続分を第三者に譲り渡したときは、他の共同相続人は、その価額及び費用を償還して、その相続分を譲り受けることができる」、これは民法905条の規定で、相続分とは相続人の地位と解されています。

実務上、相続分の譲渡は相続放棄、遺産分割に近似した役割を果たしているものと思われ、相続の放棄ができること、共同相続人間の合意があればどのような遺産分割もできることから共同相続人間の相続分の無償の譲渡については、贈与の認識はないものと解されてきました。

ところで、遺留分侵害額請求を行う場面においては、共同相続人間の相続分の無償譲渡を民法903条の特別受益であるとする判例を読む機会があり、下記をご紹介します。

【事案の概要】

亡B（平成20年12月9日死亡）の相続人は、妻Aと子X、Y、Z及びE（AとBの養子で、かつXの妻）である。

AとEは、遺産分割調停成立前に、自らの相続分をXに無償で譲渡し（以下、「本件相続分の譲渡」という）調停から離脱した。平成22年8月25日、Aは遺産分割調停成立に先立ち、全ての財産をXに相続させる旨の公正証書遺言を作成した。

平成22年12月19日、相続分の割合をYとZは8分の1、Xは4分の3とする遺産分割調停が成立した。

亡Bは埼玉県内に多数の貸家を有し相続税評価額を基準とした積極財産額は約2億4700万円、消極財産は約1億500万円であり、調停においてYとZの相続分は8分の1とされた。しかし実際に取得したのは、Yが約2800万円、Zが約6400万円相当額の財産であった。

平成26年7月24日死亡したAの相続開始時の財産は、約35万円の預金と約36万円の未払介護施設利用料債務であった。

Y（原告、控訴人、上诉人）は、Aの相続における遺留分算定の基礎になる財産に「本件相続分の譲渡」が含まれるものとして遺留分減殺請求の訴えを提起したものである。

【争点】

「本件相続分の譲渡」は、AのXに対する財産の贈与として遺留分算定の基礎となるか。

【判断】

一審においては、次のように判断された。

共同相続人間で相続分の譲渡がされたときは、積極財産と消極財産とを包括した遺産全体に対する譲渡人の割合的な持分が譲受人に移転し、譲受人は従前から有していた相続分と新たに取得した相続分とを合計した相続分を有する者として遺産分割に加わることになる。相続分の譲渡に伴う個々の相続財産についての共有持分の移転は、その後に予定されている遺産分割による権利移転が確定的に生ずるまでの暫定的なものであり、遺産分割がされれば、その結果に従い相続開始の時に遡って被相続人からの直接的な権利移転が生ずる。

本件においては遺産分割調停成立の平成22年12月16日から相続開始時まで遡って亡Bから、X、Y、Zに直接的な権利移転があったもので、Aは遺産分割確定前に自らの相続分を全て譲渡したことにより、亡Bの個々の相続財産についての共有持分を有しなかった。すなわち、本件相続分の譲渡により取得したAの相続分がAの相続における遺留分算定の基礎となる財産になるということとはできない。

したがって、相続開始時におけるAの預金約35万円及び未払介護施設利用料金約36万円であることから、Aの遺留分算定の基礎となる財産の額は0円以下となりAの相続における遺留分の侵害はない（さいたま地裁平成28・12・21判決 West Law Japan）。

二審で控訴人は新たな主張も加えたが、一審の論旨が支持され請求は棄却された。

最終的に遺産分割が確定した場合、遡求効により相続分の譲受人は、相続開始時から被相続人の相続財産を取得したことになるから、相続分の譲渡人から譲受人への贈与があったと観念できないと判断された（東京高裁平成29・6・22判決 West Law Japan）。

これを不服として上告した最高裁においては、原審の判断は下記の理由からは是認できないと裁判官全員一致で原審に差し戻された。

相続分の譲渡は、譲渡に係る相続分に含まれる積極

財産及び消極財産の価額等を考慮して算定した当該相続分に財産的価値があるとはいえない場合を除き、譲渡人から譲受人に対し経済的利益を合意によって移転するものといえることができる。遺産の分割が相続開始の時に遡ってその効力を生ずる（民法 909 条本文）とされていることは、以上のように解することの妨げとなるものではない。したがって共同相続人間においてされた無償による相続分の譲渡は、譲渡に係る相続分に含まれる積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定した

当該相続分に財産的価値がないとはいえない場合を除き、上記譲渡をした者の相続において、民法 903 条 1 項に規定する「贈与」にあたることとされ本件相続分譲渡はその価額を遺留分算定の基礎となる財産額に算入すべき贈与に当たらないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある（最高裁第二小法廷平成 30・10・19 判決 West Law Japan）。

¹ 《Westlaw Japan 新判例解説》 第 188 号 文献番号 2001WLJCC159。

会員異動のお知らせ

【入会】

大村 宏

〒 157-0071 世田谷区千歳台 5-6-14 メゾン千歳台 B105

TEL 090-6933-4623



若尾 典邦

〒 156-0056 世田谷区八幡山 3-30-3
TEL 070-3195-0104

自己紹介

この度、北沢支部に入会いたしました岩尾と申します。今まで、株式公開支援、M&Aなどをメインに法人相手の業務に携わってきました。今後は、相続、資産税などの個人関連の業務に注力していきたいと思っております。北沢支部の諸行事で皆様とお知り合いになれば幸いです。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

【転入】

中川 智子（京橋支部より）

〒 156-0051 世田谷区宮坂 1-43-2
TEL 080-7700-6788

自己紹介

令和3年4月1日に北沢支部へ転入・開業の運びとなりました。これまでの経験を生かし、鋭意努力して参る所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。



三好 光果（新宿支部より）

〒 156-0045 世田谷区桜上水 5-23-11
東海ビル 302 号室

TEL 03-6276-3625

FAX 03-6700-1839

自己紹介

新宿支部より移転して参りました三好光果と申します。諸先生方にはお世話になると思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

坂本 浩子（新宿支部より）

〒 157-0062 世田谷区南烏山 5-5-13-901 号
TEL 090-3203-1669

【転出】

松清 貴博 令和3年6月21日 渋谷支部へ

【退会】

近藤 圭佑 令和3年5月12日 北海道会へ

甘利 晃 令和3年6月29日 業務廃止

小野 幸男 令和3年6月30日 業務廃止

【事務所】

犬飼 康宜

TEL 080-5031-6450

鈴木 一浩

〒 154-0022 世田谷区梅丘 1-31-2 JSビル
TEL 03-5799-6708 FAX 03-6413-0380

志村 哲

TEL 03-6670-0159 FAX 03-6670-0159

ご利用いただいていますか、便利な2つの口座振替！
「報酬自動支払制度」「My 集金NET」

**1件から
利用できます。**

税理士
顧問料の
集金は

報酬自動支払制度

集金のテーマ・ヒマ省けて経費も節減 未収金ゼロで、事務所の経営力強化！

- ・台帳代わりになる「請求明細書」、「振込のお知らせ」「集計表」などの帳票類が充実しています。
- ・ネット型は、登録完了後専用のID・パスワードでログインするだけ、ソフトの購入やインストール不要、金額変更も簡単、帳票類はいつでも確認、保存、プリントもできます。

ご利用は二つの方法から選べます。さらにネット型は2タイプから！



**POST
郵送型**

- とにかく関与先1件から始めたいという方に手軽に始められるシンプルなシステム。
- パソコン操作が苦手な方、報告帳票等を紙で受け取りたい方におすすめ！
- 登録・変更データは所定の帳票に記載し、郵送するだけ。
- e-NETへの移行も簡単

- 利用料金
- 基本料 無料
 - 口座振替請求手数料 335円/1件



**e-NET
ネット型**

**24時間
利用可能**

- ネットバンク同等の最高レベルのセキュリティ！
- インターネット環境でリアルタイムに効率良く管理したい方におすすめ！

振替管理型 ・口座振替を「利用する」関与先だけを効率的に管理したい。
 ・振替日を基準に集計したい。

売上管理型 ・月々の売上計上月を基準に集計したい。
 ・口座振替を「利用しない」関与先も含めて、全関与先を一元管理したい。

- 利用料金
- 基本料 1,800円/月 (振込手数料含む)
(振替日が5日と28日両方をご利用の場合2,100円/月)
 - 口座振替請求手数料 240円/1件

*オプション(e-NET、POST共通)関与先宛「振替のお知らせ(ハガキ)」65円/1件

e-NETの集金支援システム特許取得<特許第5117097号>

関与先様の
集金は

My 集金NET

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介いただくと、ご紹介謝礼として税理士先生へご利用成約1関与先につき30,000円謹呈

- アパート・マンションの家賃、管理費 ●駐車場利用料 ●貸しビルテナント料
- 塾・音楽教室など各種月謝 ●新聞雑誌などの購読料 などの様々な集金業務をサポート。

- ★1件から利用できます。
- ★インターネット環境があれば土・日・祝日も入力できます。
- ★専用のID・パスワードでログイン！
安心・安全です。




| | | |
|-----------|--------|---------|
| 口座振替利用基本料 | 1,500円 | 振替実施月のみ |
| 口座振替請求手数料 | 240円 | 請求1件につき |
| 指定口座への振込料 | 300円 | 振込1回につき |

*金額には別途消費税がかかります。

お問い合わせ・資料請求先 **日税ビジネスサービス** ☎ **0120-155-551**

東京税理士協同組合
<http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館 TEL.03(5363)2011(代)

-  建物の老朽化
-  所有者の高齢化
-  株式の分散化

ビルオーナーが抱える悩みは『不動産M&A』で一気に解決！

新型コロナウイルスの影響によるテナント撤退のほか、建物の老朽化や株式の分散化など、ビルオーナーの悩みは多岐にわたりますが、これらの問題を一気に解決する手法として注目を集めているのがビルを所有している会社ごと売却する「不動産M&A」です。



(株)タクトコンサルティング顧問
税理士 本郷 尚 氏

●「不動産M&A」の仕組みについて教えてください。

新型コロナウイルスの影響を受けて、中小ビルではテナントの撤退が相次いでいますが、空き店舗のほかにも、ビルオーナーは様々な問題を抱えています。

駅前や商店街の中小ビルの中には老朽化したものも多く、所有者や株主の高齢化、株式の分散化などが重なり、不動産を売却したくても身動きが取れないケースも少なくありません。

そこで、こうした問題の解決策として利用されているのが「不動産M&A」という手法です。これは、単に不動産を売却するのではなく、不動産を所有する会社ごと売却するというものです。

●会社ごと売却することで、どんなメリットがあるのでしょうか。

最大のメリットは税制面です。法人が不動産を単純に売却すれば、売却益に法人税等が約35%、税引き後の利益を株主に配当すれば、株主に所得税等が最高約50%の税率で課税されます。

これに対して「不動産M&A」は、不動産ではなく株式の売却のため、株式売却益にかかる税金は約20%の分離課税となります。

●売却後の手取りが大きく変わってくるわけですね。

不動産を単純に10億円で売却した場合、手取りは3億2500万円です。

一方、「不動産M&A」により不動産時価の70%で株式を売却したと仮定すると、

その手取りは5億6000万円になります。このように「不動産M&A」を利用すればお客様は身動きが取れなくなった会社から解放されて、手にした資金で新たな未来を自由に描くことができるわけです。

●不動産を売却するよりも手続きが大変そうに思えます。

会社を売却するわけですから、不動産の売却よりも手続きは多いですが、豊富な経験がある専門の会社と連携しながら進めれば安心です。

その際、顧問の税理士さんなら内情を詳しく把握されていますので、不動産M&Aにこだわらず、お客様にとってベストな解決策を導き出してあげることが重要といえるでしょう。

不動産とM&Aの双方に精通！
お気軽にご相談ください。

株式会社 日税不動産情報センター  03-3346-2220
株式会社 日税経営情報センター 

自己紹介

田口 博一

2020年8月に北沢支部に税理士登録いたしました田口博一（ひろかず）と申します。今回は広報誌にて掲載をしていただけるということで、簡単に自己紹介をさせていただきます。

昭和46年生まれで、現在、妻、息子（3歳）の3人で世田谷区粕谷に住んでいます。出身（実家）は東京都港区で祖父の代から商売を営んでおり、物心ついた頃から自分で独立して何かをしたいと考えていたことを記憶しています。ただ具体的な目標はなく、両親からはある時期から急に大きな会社に入ることがお前のためだと何度も言われるようになりました。

やがて親の代で商売は閉め、その後、私は父親と同じ中央大学商学部に入學しました。当時から士業への憧れはあり、税理士養成ゼミに入部しましたが、1年

余りで挫折してしまいました。

就職においては気持ちを完全に切替え、国税専門官（税務署職員）になるべく勉強し、採用されることとなったものの相性は悪く、関東信越国税局（希望は東京国税局）の採用となり、配属は徴収部門（希望は法人部門）となってしまいました。当時、局間異動の事例は少なく、部門間異動があったとしても数年で元の部門に戻されるのが通例で、結局、徴収という仕事、関東信越にも馴染めず5年程で退職しました。

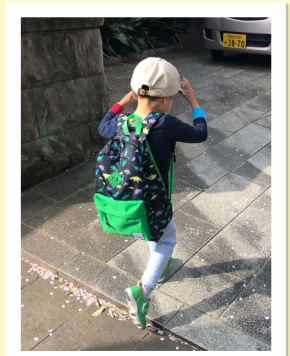
その後、銀行系リース会社に経理職として採用され、予算作成・連結決算・申告業務等を担当し、仕事は充実し、生活も安定していたのですが、やはり税理士として開業したいと気持ちが強くなり休日に専門学校に通う生活が長く続きました。

結局、税理士科目4科目取得した時点で、税理士事務所に転職、その後ようやく資格を取得し、自宅がある世田谷区北沢支部において長年の憧れであった開業をすることが出来ました。

早いもので、もうすぐ登録（開業）から1年が経過します。サラリーマン時代とは大きく異なるのが時間の裁量で、息子の保育園への送迎・公園への散歩と図らずも育メン（おじさん）税理士が板についてきました。

現在は、対応に苦慮することも少なくはないですが、世田谷区を中心に顧問先が少しずつ増え始め、ささやかながらも充実した税理士生活（業務）をさせていただいております。

全くの未熟者であり、色々と至らぬことも多いですが、今後とも宜しくお願い致します。



表紙のことは

石川県輪島市の白米千枚田（しろよねせんまいだ）は世界農業遺産「能登の里山里海」の代表的な棚田です。日本海に面して1004枚の小さな田んぼ（水田一面あたりの面積は約18㎡）が幾重にも重なっています。写真は7月下旬の風景ですが、5月の田植え時期には棚田の水面が空を映し出し、秋には稲穂が黄金色に輝いて、季節ごとに美しい姿を見せてくれます。（吉田光宏）

編集後記

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されました。個人的には今回からオリンピック競技に加えられた新競技のスケートボードのストリート、卓球のダブルス（混合）に感動しました。

スケートボードでは、冷静でクールな表情で大技を連続し優勝した堀米雄斗選手、「13歳、真夏の大冒険」と名言が生まれた西矢椋選手、そして瀨尻稜さんのフランクな解説、全てが最高でした。卓球の混合ダブルスでは、中国のペアに決勝で勝利しオリンピックで、初めての金メダルを獲得しました。劣勢になっても勝利を信じてあきらめないメンタルが素晴らしいと思いました。また伊藤美誠選手が試合後、とても丁寧にラケットをケースにいれるシーンが印象的でした。

今回男子サッカーの決勝のチケットが当選していましたが、残念ながら首都圏は無観客で開催ということになりました。ただテレビでのオリンピックの観戦を十分楽しませていただきました。今大会がコロナ禍に苦しむ世界の人々に「何か心動く瞬間」を与えたと思います。（眞保裕房）

発行日 令和3年8月15日

発行所 東京税理士会北沢支部
東京税理士協同組合北沢支所
〒156-0043 東京都世田谷区松原6-1-10
アイリンマンション3F
TEL.03(3322)7894 FAX.03(3323)3571
E-mail:kitazawa-shibu@zeirishi-kitazawa.org

発行者 支部長・支所長 阿部 健治
編集人 広報部長 廣田 純子

印刷所 協友印刷 株式会社